



6月に待望の赤ちゃん誕生
夏井節子さん (東保内)



昭和59年3月1日 第127号

今回登場のハッラツ奥さんは東保内の夏井旭さん(世帯主操さん)の奥さんです。「節子さん」は、結婚されて一年半。六月には待望の赤ちゃんが誕生する予定です。

出身地は? 東保内です。すぐ近くです。恋愛結婚ですか? お見合い結婚ですか? (ダンナさん 恋愛結婚です。)

将来は、「明るく笑顔の絶えない家庭を築きたいです。(何でも話し合える家庭とね) 和島村に望むことは? スポーツ施設等が完備され、活気に満ちているという感じですが、また、生活して行くに不都合は感じませんし、環境的に恵まれたところだと思っています。

が横で「大恋愛だぞ!」友達同志の集いで、ごく自然に仲良くなったという感じですが、ダンナさんはどんな人? 頑固なんですよ。こうと思つたら絶対後に引きません。反面優しいです。(ダンナさん 大テレ)

「できればナイター設備が欲しい」とダンナさん。職業柄家族の健康管理には十分気を付けている様子。ダンナさんが、ボールクラブに所属するスポーツマンのせい、インタビュー中、家中の人が話しに参加され、チームワーク抜群の家庭という感じを受けました。話をしている間、時々お腹に手を当て、喜びの実感を確かめている「シアワセ奥さん」でした。

温故知新

拝領の薬医門(三)
(長岡市西福寺協門)



山本家の古文書

然るに故平沢真平老は、これに論され、久須美家は稲葉の代官であり、他の領主から拝領する訳はない。これは小島谷稲葉城の館の門ではなからうか。と言っておられたが、これを裏付ける確証がない。

最近ある人が、「長岡牧野藩からではないか。それに関係した文書がある。」と聞かされたが、調査してみたと思つている。

とにかく文政六癸未年拝領の棟札がある以上、拝領した門には間違いはない。

しかし、拝領の門をわずか六年に他に売り渡すという事は久須美家の財政が極度に苦しくなつて、止むなき所段であつたと思う。

買主の山本家は(越路町中沢)四代助三郎義徳は、天保七年の大飢饉に施粥三万余人に及び、同十年には備荒米三千俵を藩主に献上したという郷士であつた。同家の古文書は今「互尊文庫」に寄託されているが、その中に「天保十年金銭当座差引帳」(整理番号丙箱六)に

久須美七左エ門より買請
代金三拾四両也
但し柱より柱迄貳間。
金三兩二分。九月一日手付金
金三兩二分。九月二十七日
竹七より渡す。
右金三拾四両也 右相済也。
と記されている。別冊の覚帳には「門取持人」には二朱。その他「大工、雑用」に五両を渡し、島崎川、地藏堂、信濃川運搬の船賃等委しく書かれている。

総計約四拾七両かけて移築された。

前にも記したが、門は昭和三十六年の台風で倒壊し、長岡の西福寺へ三度目の移築となつているが、もし、長岡牧野家よりの拝領であれば奇しき因縁と言ふべきである。

久住熊三郎氏より

厳寒の大荒行



一人の動き

1月末現在
()は12月末との比較
出生3人 死亡5人
転入3人 転出1人
世帯数 1,287世帯(±0)
男 2,836人(±0)
女 2,902人(±0)
合計 5,738人(±0)

●主な内容

2・3頁	カメラスポット(除雪)
4・5頁	水田利用再編第3期対策
6・7頁	昭和58年度検診結果
8・9頁	ワシマススポット、リーダー登場、時の人
10頁	ハッラツ奥さん、うぶごえ、おくやみ、温故知新

広報

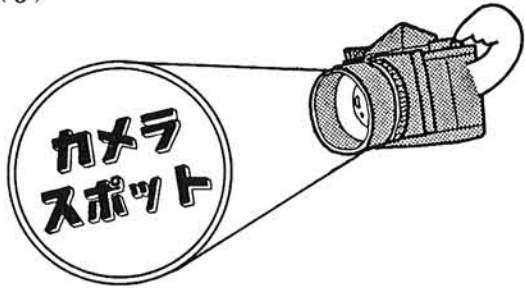


わしま

厳寒の大荒行

二月十八日(土)、村田の泉蔵寺では、戦国時代から伝わる百日間の大荒行を成し遂げた。荒法師たちが水行を行なわれました。

(中曾根註勇住職)



出動40日!



午前2時30分出動



午前3時30分(小谷部落)



町内排雪(法善町部落)



午前4時30分(若野浦部落)



午後5時(目久保地内)

—こんな苦情もありました。—

「自転車が通れないので、通れるように除雪して欲しい」

「除雪車が通る度に家の入口がふさがるので、何とかならないものか?」

「雪が降っているのに何故除雪しないのか?」

「水が出ないので何とかして欲しい」

「自動車が吹雪だまりに突っ込んだので何とかして欲しい」

「消雪パイプの水が出ていないんだが」

除雪シーズン中役場にいただいた住民の方々の

苦情ですが、除雪車は、限られた人員と限られた時間(通勤の方々がスムーズに自動車通勤が可能な時間まで)ですので100%の要望にお応えできないのが現状です。

また、機械除雪のため各家庭の入口をふさいでしまうのも解消は不可能ですので、毎回大変かも知れませんが各戸でお願いいたします。

なお、道路除雪はできる限りきれいにと努力しておりますが、路面が出るまでの除雪となりますと路面損傷の可能性等がありご不満もおりますが、御容赦願いたいと思います。

訪問販売、契約は慎重に

近年にない大雪!!

(最大積雪量 110cm
累積降雪量 562.5cm)



上桐部落黒坂地内



午前7時30分登校(日野浦部落)

豪雪対策本部設置

生活関連道路確保に努力!

新潟県下は、国鉄や国道もマヒするなど「五六豪雪」以来という大雪に見舞われました。和島村におきましても最大積雪量1m10cm累積降雪量五六二・五cm(役場)を記録し、「豪雪対策本部」(二月六日)を設置、生活関連道路確保のための除雪をはじめ、公共施設の雪降ろしや除雪、独居老人宅への訪問など職員総動員であたりました。また、村内業者の協力を願い、

ブルドーザーやタイヤショベルなどの重機やオペレーターの確保に努め、万全の体制であたりました。しかし、雪は非情なもので一時小康状態を保ったと思うのも東の間、また「ドカ雪」となりそのうちに連日連夜の除雪出動となりました。積雪のためブルドーザーが入れなくなった地域では、地域住民が一致団結して排雪をするという文字通り村民一体となって「雪と闘う」という一語に尽きる悪夢のシーズンでした。各家庭の皆様も家屋の雪降ろしはもちろんのこと、除雪車の通った後処理も大変だったことと思われまます。同時に、除雪隊員の皆さんも「疲労困ぱい」の状態、大変御苦勞様でした。除雪期間中大変ありがたい?御忠告?や御進言?の電話が役場には対処しかねるものであり、今後共除雪業務に御理解と御協力の程お願い申し上げます。

あぶないよ あるきながらのふざけっこ

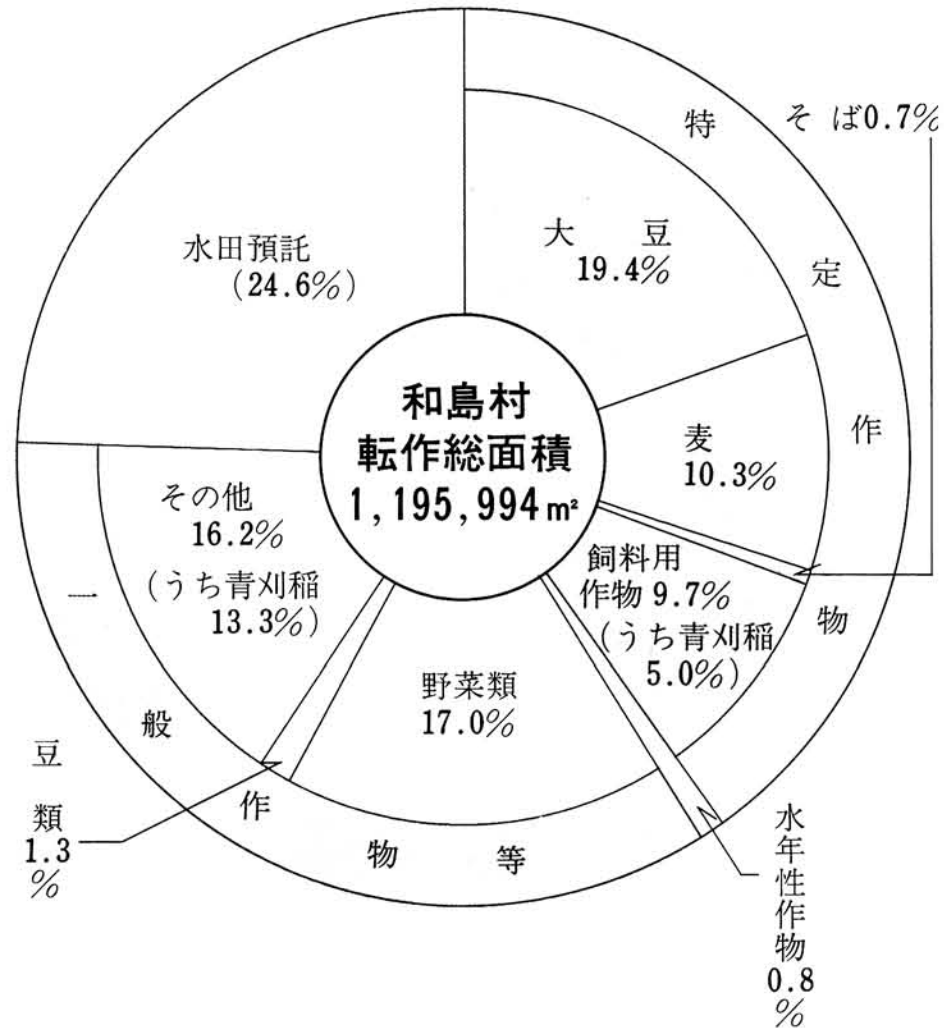
“転作の集団

昭和59年度

部落目標面積

部落名	項目	目標面積(a)
上小島谷		399
中小島谷		314
下小島谷		480
駅前		—
下富岡		620
若野浦		117
阿弥陀瀬		208
高畑		293
日野浦		520
中沢		651
梅田		261
東保内		799
村田		379
城之丘		244
両高谷		685
坂谷		206
小計		6,176
上桐		1,181
三瀬ヶ谷		195
北野		451
根小屋		169
荒巻		444
新田		473
中中央		260
下町上		253
下町下		257
川端		302
道城下		207
法善町		265
寺町		314
小谷		156
小計		4,927
合計		11,103
(島崎計)		2,487

昭和58年度実施面積



村長室の黒板から
和島村長 浅井 隆夫

一月二十六日 九時から水田利用再編対策に係る区長、農区長合同会議開催。本年から実施される多用途米制度に質問集中。午後から新年初の区長会議。

二十七日 昭和五十九年度予算査定。厳しい財政内容で完了。民生委員協議会。

二十八日 上京。林野庁に森林総合整備事業について陳情、その他要望。即日帰村。

三十日 寒気厳しく降雪激し。

二月二日 課長会議

四日 清掃センター並びに消防斎場管理者会議に出席。

六日 緊急課長会議を招集し、降り続く雪対策を検討。十一時和島村豪雪対策本部を設置し、関係方面に連絡。午後は農免道路関係の会議を開催し協力要請。

七日 青少協会議開催。

八日 農政対策会議に出席し、農業所得について協議懇談。

九日 両農協合併推進懇談会を主宰し県中央会の助言を頂く。

十日 建築士会出席。

十三日 三島町にて郡町村会都議長の合同会議開催主席。

十五日 法人会出席、村議会新年懇談会にお招きを受け、諸事項について報告。

毎日が防火デーです ぼくの家！

“化”を目指して！

〈水田利用再編第3期対策〉



推進方針

- 特定作物を中心とした転作の拡大。
- 生産、流通対策の徹底による収益の向上。
- 集団転作田の営農条件整備の促進。
- 推進体制の強化と活動の充実。
- 生産組織(集団)の育成。
- 水稻作に見合う扶助制度の推進。

昭和五十九年度より水田利用再編第三期対策に入り、第一期に引き続き高率な転作が実施されることになり、今後共この転作問題を避けて通ることができない農業情勢であります。これに対処するには、事態を農業者自ら深刻に受けとめ稲作

「集落ぐるみ集団転作」の推進

他用途利用米制度の新設

他用途利用米の生産は、転作として扱われます。

- (一) 制度の概要
- 水田の有効な利用を図る等の観点から、新たに他用途利用米を生産することになりました。
- 他用途利用米は、みそ、せんべい、米穀粉等の加工原材料用(27万t)として、全国集荷団体を通じ実需者に売り渡すものです。
 - 他用途利用米の生産、出荷は、農業者と全国集荷団体との間の契約により行うこととなります。
 - 他用途利用米の生産面積は、転作面積として取り扱われます。
 - 他用途利用米に対しては、政府助成(トン当たり七万円)
- (二) 生産確保の必要
- が行われます。
- 他用途利用米については、需要に見合った確実な生産・出荷がぜひとも必要とされています。
 - 転作等目標面積の範囲内で生産することになりますので、他用途利用米の生産を行えば、その分、従来方式の他作物への転作は少なくて済むこととなります。
 - 土地条件や営農条件等を考え合わせの上、農協等と相談をし、他用途利用米を生産し、検査を受けて出荷することになります。

転換が真に農業経営に定着し、農業者の所得確保と本村農業の体質改善を図り、集団転作の積極的な推進と収益性のない青刈稲、保全管理を廃止の方向で、転作計画の検討と計画実施地区を拡大すると共に集団転作の集荷団化を図って行かなければなりません。

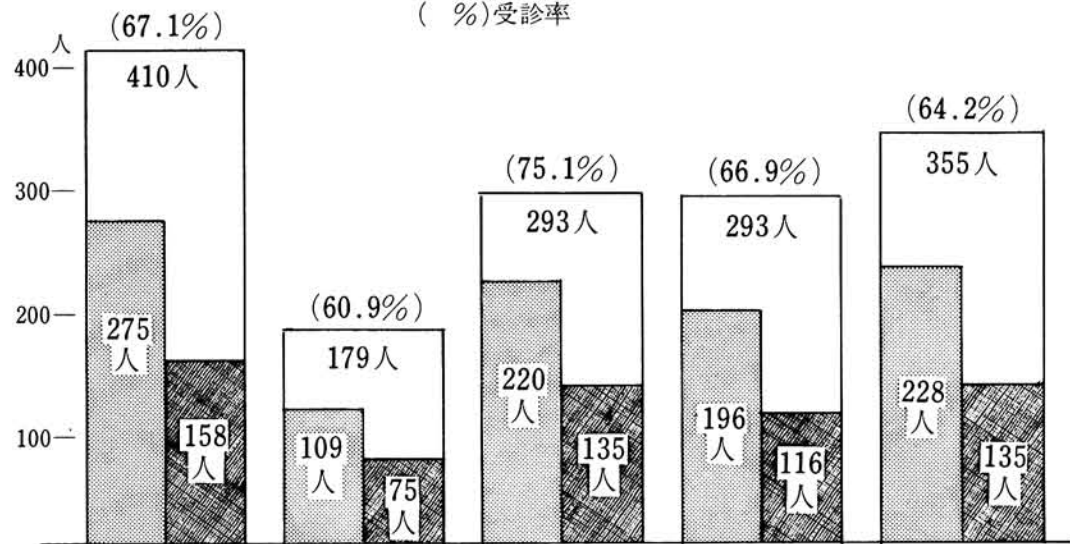
村では、集落ぐるみ集団転作にあたりましては重点施策を設定し、関係農業団体並びに農家の方々と十分話し合いのうえ推進する方針です。

カギかけは、家族みんなの合言葉

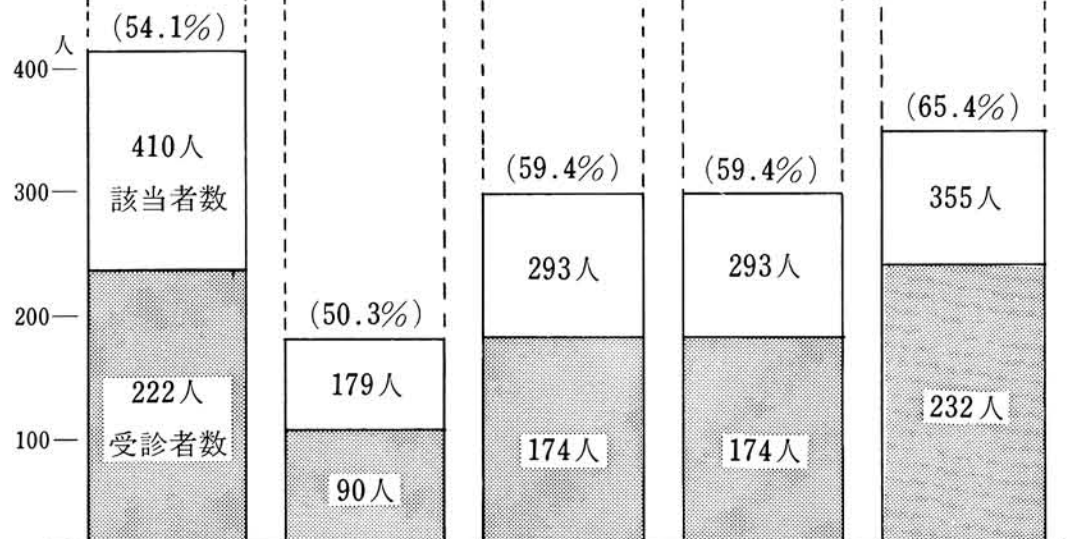
昭和58年度検診結果

該当者数
 受診者数
 精密該当者数
 (%) 受診率

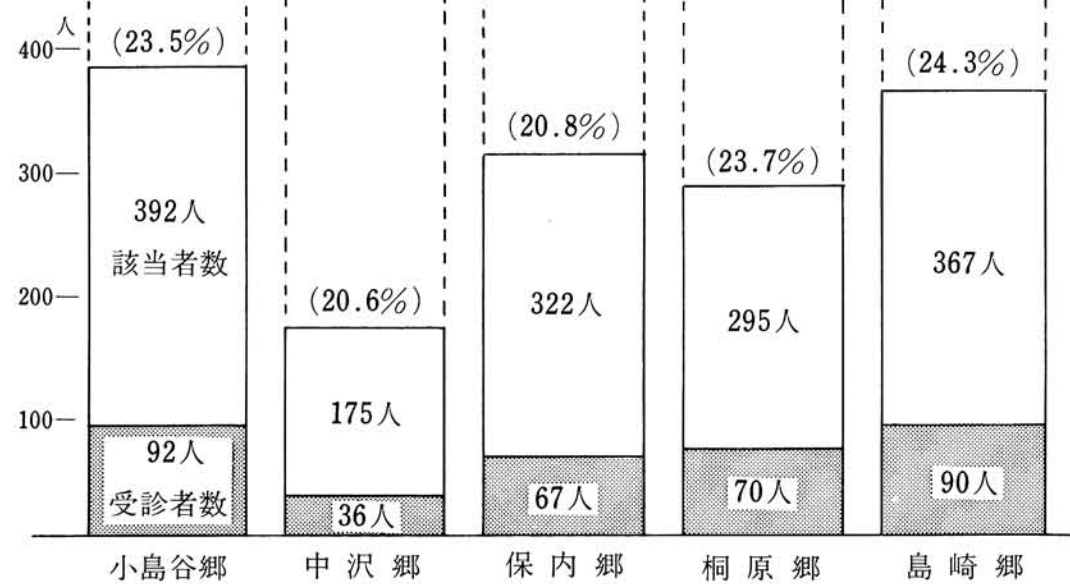
一般健康診査



胃ガン検診

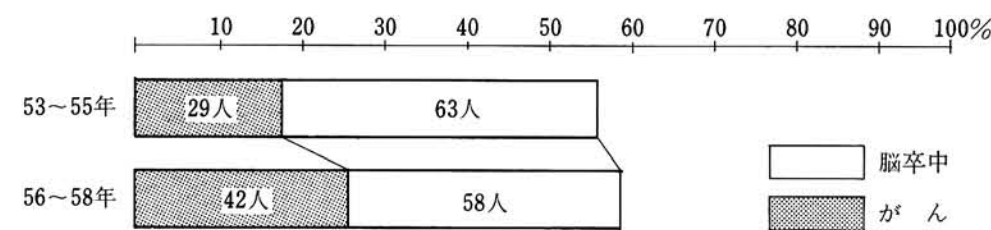


子宮ガン検診



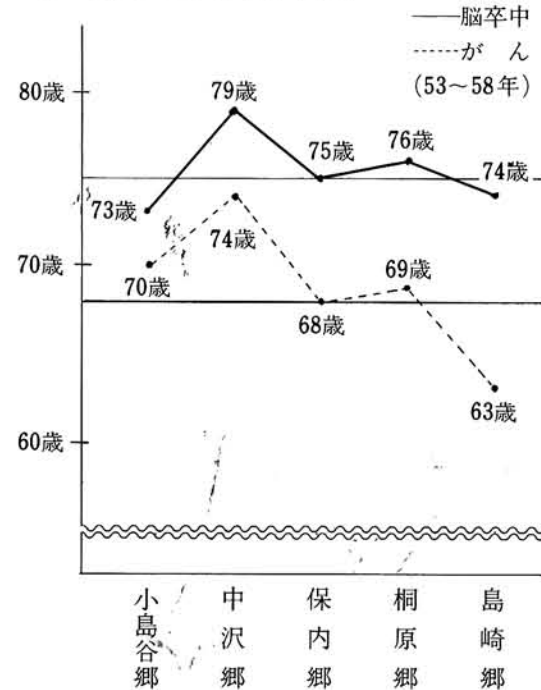
健康診断

<図1> 脳卒中・ガンが総死亡に占める割合(%)



昭和五十八年の和島村の死者は五十八人。うち、ガン・心臓病などの成人病による死者は四十九人(82%)でした。和島村で最も多く亡くなっている脳卒中とガン死亡を五十三

<図2> 地区別、脳卒中・ガンによる平均死亡年齢(歳)



年々五十八年でみまると、図1のように脳卒中は横ばい、ガン死亡は増加傾向にあります。また、平均死亡年齢でみると脳卒中が七十五歳、ガンが六十八歳とガンによる死亡年齢が七歳も若くなっています。地区別に見ると図2の通り六十三歳、七十九歳までと地区により差が出ています。

「今年こそは検診を！」

人々八十年の現在、八十歳までは自分の健康を守り、自分のできる範囲で働いて行くことは必要条件です。

成人病から身を守り天寿を全うするには、日頃の生活の心がけと、定期的に検診を受けることが大切です。

地区別に各地区的受診状況を見ると図3の通りですが、一般健康診査に比べてガン検診の受診がまだ低くなっています。

「何も症状がないから大丈夫」などと安心していませんか？知らないうちに魔の手を伸ばしてくる成人病。症状が出てからでは遅いという事を忘れずに年一回は必ず検診を受けてください。

一般検診は受けるが、胃ガン検診を受けないのは男性です。ガンは早期発見で治せる時代になりました。ガンを恐れず、ガン撲滅のため男性も検診に関心を持ってください。

☆ スポット ☆

須原スキー場で

村民スキーの集い!

— 80名参加 —

2月19日北魚沼郡守門村



リダ登場!

和島スキークラブ

会長 服部 六雄さん
(道城下)

われら仲間シリーズ(10)

「一昨年の十月に村内のスキー愛好者を参集し、地域の健全育成と村民の親睦を深めることを目的として「和島スキークラブ」を結成いたしました。

仕事の関係(現在与板警察署管内島崎駐在所勤務)から、妙高々原町の近くに勤務していた頃にスキーを覚え、スキー歴は十五年になります。

着任した当初、和島村におけるスキー人口の多さに驚きました。しかし、みんな個々に楽しんでいる様子で、「和島村にも愛好者の会があっても良いのでは

なればと考えております。なお、現在「和島スキークラブ」では、会員を募集しています。初級者や中級者等でスランプに悩んでいる方、是非一度クラブに足を運んでください。

連絡先
会長宅 (TEL) 二一六四
もしくは、和島村教育委員会 (TEL) 三二一一 小黑まで。

☆ ワシマ ☆

オニはく外! フクはく内!

(二月四日)



豆マキ(島崎保育所)

建国記念剣道大会優勝

2月11日(土)の建国記念日に新潟市で開催された「第12回建国記念剣道大会」において、和島剣道クラブが優勝いたしました。

また、一緒に出場した和島剣道教室は大健闘し、中学生男子の部でベスト8に入りました。



豆なくなっちゃった

— 農業共済組合が三ヶ町村合併 4月1日より寺泊町へ移転 —

和島村農業共済組合長 本間 彦氏

農業共済制度は昭和二十二年に発足し、数多くの災害や農業経営の安定に大きく貢献してまいりました。しかし、近年の激しい社会情勢の変化が農業形態にも影響し、特に、水田利用再編によって水田の大幅な減少に伴い、大豆・麦・野菜・果樹・園芸施設等の作物が増加してまいりました。

このような事情の変化と組合員の要望を最大限に満たすため、国においても町村の区域を超えた広域合併を推進し、事業基盤の拡大と組合運営の健全化、並びに、農業共済の適正な発展をはかるため協力を推し進めてまいりました。

私共の地域では、中越農政事務所、共済連長岡出張所管内関係町村長に協力要請が行われ、また、農業共済事業を実施する団体に広域合併を実施する強い要望があり、地元町村長から格

別の御理解とお力添えを賜り、合併の基本構想について検討協議をすすすめ、本年四月一日新組合が発足することで合意に達しました。

広域合併により、共済事業の内容が異なり、今まで当組合では、あらゆる被害を共済事故としておりましたが、与板町・寺泊町では病害虫を共済事故から除外しております。

従って掛金負担に差が生じ、与板町・寺泊町では三割減額された掛金を負担しております。また剰余金が生じた場合積立金も一つとなり、会計も一つになりますので、特別積立金の活用等についても和島村だけを特別扱いすることができなくなりましたので、合併を期に同一の内容で実施する様役員会で承認されました。

和島村の場合今までの掛金より水稻掛金の割引31%の子想で一八三万円の減となるため、農業負担部分に相当する金額一八三万円の農業補助があります。このことについて農家組合長、評価委員の合同会議を開き、ほぼ御了解を頂きました。時代の推移と共済組合の将来を御賢察の上、御協力を賜ります様御願ひ申し上げます。

時の人



お知らせ広場

所得税の申告と納税は 3月15日まで!

昭和五十八年分の所得税の申告と納税はもうお済みでしょうか。期限はどちらも三月十五日までです。申告と納税は、必ず期限内に済ませるようにしましょう。

確定申告をしなければならぬ人が、三月十五日までにしなかつたり、間違つた申告をしたりますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足額の10パーセント又は五パーセントの加算税が課され、そのほかに延滞税も納めなければなりません。また、不正な行為があつたような場合には、普通より重い加算税が課されます。

確定申告についてのご相談は、お気軽に税務署・税務相談室へおたずねください。この期間中は、県市町村や日本税務協会及び税理士会でも相談に応じています。



ご存知ですか!?

“先物取引”に御用心!



自宅や職場に電話がかかり、「大豆が値下がりしている、今が買うチャンスだ」「絶対に儲かるから」等と誘われて知識もないままに強引に契約させられた後で大金をまきあげられた。一般消費者が悪質業者との取引にまきこまれる被害が多発し

たため、昭和五十八年一月に「海外商品先物取引規制法」が制定されました。それから一年たちましたが、このようなケースは依然として後をたちません。

＜先物取引は投機です＞

先物取引とは、売買契約をしてから商品受渡し期日までの間に、価格変動を利用し、転売または買戻しという処分をして売買差益をねらう投機取引です。自分自身が相場を読むための基礎知識をもち、損をすることも覚悟のうえで行うべきもので、業者のあまい誘いにのり、業者まかせでは取引を行う資格はありません。

＜不当勧誘の禁止＞

商品取引所法や海外先物取引規制法では、次のことを禁じています。

- 確実に儲かると誤解させて勧誘すること。
- 取引による損失の負担や利益保証を約束すること。
- 顧客の指示なく売買取引を行う

い追認させること。

○その他委託者保護に欠け、売買取引を害する行為をする

＜書面の交付とクーリングオフ＞

海外先物取引規制法では、契約の内容を明確にするための書面の交付を義務づけるとともに、業者の事務所で行った売買指示を除き、業者は契約の締結の日から十四日以降でない売買指示を受けてはならないという規定を設けています。

しかし、法規制は当面、香港市場のみで、それ以外の海外市場での先物取引については適用されていません。

＜消費者として注意したい事＞

海外商品取次所の取引は、為替市場にも注意しなければなりません。商品の値動きで儲かっても、為替相場で円安となれば逆に大損します。刻々と変わる商品の値動きのほかに日本銀行でも予測しかねているこのような為替相場にも注意しなければなりません。素人の方はこうした取引に手を出さないことが賢明です。また、取引をする意思のない場合は、誘われてもあまい返事をせずハッキリ断りましょう。

農業所得標準

昭和58年分の和島村の農業所得標準が決まりましたのでお知らせします。

- ◎水稲10アールあたり
 - 平均収量..... 518キログラム
 - 米価(100キログラム当り).....29,657円
 - 必要経費.....54,541円
 - 平均所得額.....99,082円
- ◎部落別10アールあたり収量
 - 三瀬ヶ谷..... 551キログラム
 - 高畑、上小島谷、日野浦、中沢、中小島谷、下高岡..... 534キログラム
 - 梅田、両高、小島谷(分田、山本)、島崎..... 520キログラム
 - 村田、東保内、北野、下小島谷、荒巻、上桐、阿弥陀瀬..... 511キログラム
 - 若野浦、城之丘、坂谷、根小屋..... 486キログラム
- ◎普通畑10アールあたり
 - 収入金額.....72,831円
 - 必要経費.....42,579円
 - 平均所得額.....30,252円

固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法第415条第1項ただし書の規定により、昭和59年度の固定資産課税台帳を縦覧に供しますので、認印持参のうえ役場税務課へおいでください。

期日/昭和59年3月1日から同月21日まで (但し、日曜日祝祭日を除く)

時間/午前8時30分から午後5時まで (但し、土曜日は午前中とします)

国民年金

国民年金の定額保険料は、今年の四月から一カ月につき六、二二〇円に改められます。

国民年金の加入者は、所得の高い人や低い人などその階層は非常に複雑となっております。

このような特殊性を考慮して国民年金の保険料は、定額制をとって、毎年、除々に引き上げるという方法がとられてきました。

保険料が六、二二〇円になります!

国民年金の財政は、受給者のみなさんがこれまで納めてきた保険料と、現在働いている若い世代の人たちが負担する保険料、国の負担などによってまかなわれていますが、これからは円滑に年金が支払われるためには保険料の引き上げが不可欠な要件となっております。

国民年金をよりよい制度にするために、また制度を将来にわたって健全に運営していくために行わ

れる今後の保険料の改正について、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

3月中旬に

- ◎60歳になる人 大正13・3・2より大正13・4・1生まれ
- ◎65歳になる人 大正8・3・2より大正8・4・1生まれ

老齢年金を請求しましょう

お気軽に“交通事故相談”(無料)

- ◎時間
 - ・平日 午前9時30分～午後4時40分
 - ・土曜は正午まで(第2土曜日は休みます。)
- ◎弁護士相談日
 - 毎週水曜日午後1時～4時
- ◎場所 新潟市本町通7番町1082 興亜火災新潟支店ビル5階

「新潟県下の最低賃金」のお知らせ

- ◎1日.....3,151円
- 時間給の労働者については1時間394円
- ◎実施年月日.....昭和58年10月13日
- ◎お問合せ先.....新潟労働基準局賃金課 (☎0252-66-4165) 長岡労働基準監督署 (☎0258-33-8711)

停電のお知らせ

- 東北電力(株)燕営業所
- ◇日時 3月26日(月) 午前9時30分～午後1時まで
- ◇地域 城之丘 (落水線全線)



おかあさん わすれちゃダメだよ!

—保健衛生行事— (3月)

月	日	曜	種	目	対	象	時	間	場	所
3	13	火	乳	児	相	談	午後1時30分～2時30分		福祉センター	
3	16	金	3	歳	児	検	午後1時30分～3時		個人通知のあった幼児	〃

やめよう！ヤミ小作！！ 進めよう！利用権設定！！

村では57年より農用地利用増進事業を進めてきましたが、いまだ賃貸借（ヤミ小作）が解消されていません。
そこでヤミ小作の問題点と農用地利用増進法の利用権設定等促進事業による利用権の場合のメリットを説明してみたいと思います。



○ヤミ小作・請負耕作の場合の問題点

ア、違法は罰則の対象
農地法に違反するものが大部分であり、その行為自体が罰則の対象となり、契約そのものは効力が生じておらず（農地法第三条第四項）法律の保護も受けられないという借り手にとって不安定な状態にある上、貸し手にとっても「みなし小作地」（農地法第六条第五項）として買収の対象になる場合があること。

イ、時効取得による返還困難
ヤミ小作でも長期間継続すれば、賃借人が賃借権の時効取得（二十年以上）を主張することがあり、これが認められれば返還要求に際して農地法第二十条の適用があり、離作料支払いの問題も生じてくること。また、貸し手の返還要求に対して権利濫用の法理が適用された裁判例がある等、貸し手の返還要求が制約される場合があること。

ウ、税金などが不明確
ヤミ小作では所得税の負担、共済組合の掛金の負担、土地改良事業費、水利費の負担等各種の公課の負担や転作奨励金の帰属の問題が不明確で、当事者間で期間、小作料、有益費の処理等を含めて、細かな取り決めを行わない限り不明確な状態となり、当事者間でトラブルの原因となりやすい。

○利用権設定等促進事業による利用権（賃借権）の場合のメリット

ア、期間満了後は確実に返還
定期の賃貸借であり、その期間は短期間でもよく、しかもその期間が満了すれば賃貸借は自動的に終了し、確実に返還されること。また、離作料を支払う必要もないこと。

イ、安定的な営農計画
借り手は、在村、不在村、面積の多少にかかわらず、小作地を所有でき、賃貸借期間が明確になるので安定的な営農計画がたてられること。

ウ、かんたんな手続き
利用権の設定手続きは一切村・農業委員会が行ってくれるので、面倒な手続きがいらぬこと。

エ、制度により安心
村・農業委員会が仲介することから契約条件の履行が担保される。

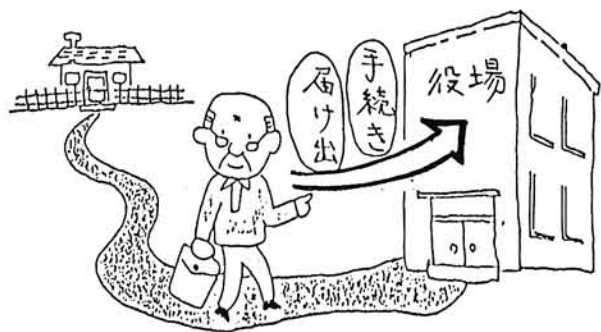
以上二面から現在受委託（ヤミ小作）等をされている方は、利用権設定等促進事業による貸借に移行されることにより貸し手・借り手双方にとって安定的な利用関係が保たれ、今後の望ましい農地利用慣行の形成につながり、地域農業の振興に寄与するものと考えられます。

なお、詳しいことは最寄りの農業委員又は役場農業委員会へお問い合わせ下さい。

“老人保健法”について御案内

御存知ですか？

- ◎医療が受けられる人は
①医療保険の加入者で「七十歳以上の人」
- ②医療保険の加入者で「六十五歳以上七十歳未満の人で、国が定めた障害の状態にある人（以下「障害老人」という）で市町村長の認定を受けた人」
- ◎医療の受給資格取得手続きは
七十歳（障害老人は六十五歳）になられた方は、役場へ届出又なられた方は、役場へ届出又
- ◎医療の受給開始については
七十歳になられた翌月から医療が受けられます。なお、障害老人は認定をうけた翌月からになります。



守っておられますか？

- ◎医療受給者の方は、次のことを遵守して下さい。
- ①加入している医療保険が変わったときは
○遅滞なく役場へ届け出て下さい。
- 通院中または入院中のときは、すみやかに当該医療機関にもその旨を申し出て下さい。
- ◎医療保険が変わったとき
は、次のいずれかに該当する場合です。
○あなたまたはあなたを扶養している人（世帯主等）が、勤務している会社を変更（転職）または退職したとき。
○農業や自営業の世帯主が、会社に勤務することになり、かつ、その会社の医療保険に加入したとき。
※医療保険が変わると、保険料も新しいものになります。

第六回 村民剣道大会開催



日時 三月二十五日(日)午前九時
会場 農村勤労福祉センター
対象 小学校三年生以上
申込 三月十六日まで体育協会事務局(公民館)へ
主催 和島村体育協会
主管 和島剣道クラブ

《新年度受講生募集》
公民館では、昭和59年度の少年剣道教室受講生を募集いたします。希望者は、3月31日まで公民館へお申し込みください。
◇練習/毎週2回(火・金曜日)
◇時間/午後7時30分～8時30分
◇対象/小学校3年生から中学校3年生まで
◇定員/70名
※詳細は公民館へお問い合わせください。

あなたの周囲に摩の手がのびている！

人間を破滅へと導く覚せい剤は、乱用者自身の健康を害したり、経済的破綻をきたすばかりでなく、失職、離婚、家庭崩壊等の悲劇をもたらす、更に殺人等凶悪事件にまで発展し、大きな社会問題となっています。

覚せい剤中毒と思われる情報がありましたらすぐに警察署に通報して下さい。

3月定例会のお知らせ

昭和59年第1回和島村議会定例会の招集予定は、3月6日に決まりました。

傍聴希望の方は事務局へご照会下さい。電話3111内線39。

3月の心配ごと相談

日時…5日、15日、26日
午前9時から午後3時まで

場所…福祉センター相談室

内容…生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金・身障相談・職業相談・その他なんでも